

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 水道料金・下水道料金の支払猶予申出書

東京都水道局長 殿

年 月 日 申出

◎太枠の中を御記入ください。

水道ご使用場所	お客さま番号	
	区・市・町	丁目 番 号 棟 室
	マンション名等	
お客さま名 (給水契約者)	フリガナ 様	
連絡先電話番号	()	
猶予期間	(いずれかの口欄にV印をしてください。) <input type="checkbox"/> 申出日から1か月 <input type="checkbox"/> 2か月 <input type="checkbox"/> 3か月 <input type="checkbox"/> 4か月 <input type="checkbox"/> 年 月 日まで ※申出日から最長で4か月後の日にちまで猶予可能です。 例：5月1日申出の場合、最長で9月1日まで	
申出者 給水契約者本人 <input type="checkbox"/>	(給水契約者と同じ場合は、記入不要です。) 申出者名 様 お客さま(給水契約者)との関係 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他 ()	

◎以下の点について、ご注意ください。

- ・お支払いの猶予期間中も請求書をお送りすることがありますが、猶予期間中は給水停止いたしません。
- ・口座振替又はクレジットカード払いをご利用のお客さまも、支払猶予の対象となった料金については、猶予期間終了後、請求書でのお支払いとなります。
この場合、口座振替による割引(月50円[税抜])は、適用されません。
- ※猶予期間終了後に発生した料金については、引き続き、口座振替又はクレジットカード払いとなります。
- ※お申出をいただいた時点で既に口座又はクレジットカードへご請求している料金について、お止めできない場合がございます。

◎受付後、不備等がある場合に限り、確認の御連絡をさせていただく場合がございます。

水道局処理欄

受付日	年 月 日	受付担当	入力日	年 月 日	入力担当
-----	-------	------	-----	-------	------

<FAX送信先>

- ・23区内：水道局お客さまセンター 03-5790-0572
- ・多摩地区：水道局多摩お客さまセンター 042-548-5115